平成２４年（フ）第６７号
神奈川県大和市下鶴間2135番地１　ライオンズマンションつきみ野の森208号
破産者　曽根崎サチ子
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５７号
神奈川県三浦市天神町２番１号
破産者　新沼　正行
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第６号
神奈川県逗子市小坪１丁目27番24号
破産者　阿部　正治
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第７号
神奈川県逗子市小坪１丁目27番24号
破産者　阿部　晴美
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第５３号
岐阜県美濃加茂市西町６丁目300番地10メゾンツボイＤ―311
破産者　西山建築こと　西山　　茂
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１３３９号
京都市左京区一乗寺東杉ノ宮町18番地の13　ハイツ杉ノ宮４Ｆ
破産者　吉澤　正明
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
神戸市西区玉津町水谷31番地の11
破産者　勇和創美こと　和田　高征
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３号
神戸市西区糀台４丁目16番地の１　401―205号
破産者　近藤　和泉
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
山口市小郡上郷1541番地９
破産者　村田　竜也
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
山口市朝田1980番地20　朝田県営住宅１棟103号、開始決定時の住所山口市大内矢田1005番地７
破産者　柿並　照子
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第３９号
東京都杉並区下高井戸３丁目29番１号
破産者　東京特装販売株式会社
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０号
神奈川県横浜市都筑区加賀原２丁目10―14―102、開始決定時の住所神奈川県横浜市青葉区もえぎ野１―14
破産者　大間　　章
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０４９号
東京都江戸川区船堀７丁目12―20
破産者　福田　辰彦
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８４２号
東京都葛飾区奥戸３丁目14番４号
破産者　株式会社アーナ
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４５８号
東京都墨田区亀沢４丁目24―４―102、開始決定時の住所東京都墨田区両国４―37―10―1301
破産者　出口　　昇
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４７９号
神奈川県鎌倉市大町２丁目８―13　春田アパートⅡ―102
破産者　小林　利弘
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４７６号
東京都江戸川区清新町１丁目２―１―601、開始決定時の住所東京都葛飾区奥戸３丁目14―４
破産者　吉川　茂樹
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１４１号
埼玉県児玉郡神川町大字植竹1382―１―13、開始決定時の住所埼玉県比企郡小川町大字角山580―７
破産者　武内　　渡
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部